

男鹿市再生可能エネルギーゾーニング業務委託仕様書

1 業務名

男鹿市再生可能エネルギーゾーニング業務

2 業務の目的

本業務は、ゼロカーボンシティおが実現のための男鹿市地球温暖化対策実行計画に掲げる地域環境と調和した再エネ導入促進に際し、ゾーニングによる区域設定を行うことで無秩序な開発による保全すべきエリアへの設備乱立を防ぎ、適切な立地への再エネ導入を促進することを目的とする。

3 業務委託期間

令和8年度：契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

令和9年度：同年度における環境省補助金の公募詳細が示されたのち決定するものとする

4 委託場所

男鹿市内

5 業務内容

(1) 対象とする再生可能エネルギー

風力発電、太陽光発電

(2) 業務の詳細

下表に示す項目を基本的な業務とする。なお、業務の実施に当たっては、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」のほか、各種条例、ガイドラインに基づき適切な方法で行うこと。

① 既存情報の収集・整理【令和8年度】

地域資源の最大限活用に向けたゾーニングを行う上で必要な地域の自然的、経済的、社会的条件等について、REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）やEADAS（環境アセスメントデータベース）、既往文献・資料等から情報の収集・整理を行うこと。情報の収集・整理に当たっては、昨今の再生可能エネルギー発電設備における事故などを踏まえた安全性の観点にも留意すること。

② 追加的な調査の実施【令和9年度】

主要眺望点・主要道路からの景観、動植物の生息地・生育地、道路・送電線網等のインフラ状況などゾーニングに係わる重点事項について、文献調査や現地踏査等の追加調査を行うこと。

③ 意見聴取等の実施 【(ア)・(イ)－A・(ウ)は令和8年度、(イ)－B・(エ)は令和9年度】 (ア) 市民アンケートの実施 再生可能エネルギーに対する市民の意見や捉え方を整理するため、市民を対象とした無作為抽出によるアンケート調査を実施すること。 (イ)－A 地域へのヒアリング 既存資料では把握が困難な意見・情報をゾーニングに反映させるため、コミュニティセンター単位（8地区）を基本としたヒアリング調査を実施すること。 (イ)－B 地域へのヒアリング（追加） 情報の取りまとめを踏まえた追加的なヒアリングを実施すること。 (ウ) 有識者・関連団体へのヒアリング 既存資料では把握が困難な意見・情報をゾーニングに反映させるため、有識者等へのヒアリング調査を実施すること。 (エ) パブリックコメント ゾーニングマップの作成に係るパブリックコメントは市が主体となって実施するが、適宜知見の提供等を行い補助すること。
④ ゾーニングマップの作成【令和9年度】 (ア) 情報の取りまとめ・区域設定の条件整理 GIS（地理情報システム）のデータ上において収集した情報を取りまとめた上で、自然的条件、社会的条件等の評価を行うこと。また、エリアの名称や定義を検討した上で、環境保全を優先するエリア、風力発電等の導入が可能なエリア等に区分すること。 (イ) マップの作成 前項の区分を踏まえ、再生可能エネルギーの種別ごとにゾーニングを行うとともに、それぞれのエリアの設定根拠、特徴、課題、考慮すべき点等を整理する。ゾーニング結果は、男鹿市地球温暖化対策実行計画と照らし合わせることで、計画の妥当性を検証しつつ、計画とゾーニング結果の差異が大きい場合には、区域設定の見直しを検討すること。
⑤ 会議運営への支援【令和8年度は1回程度、令和9年度は3回程度】 ゾーニングのエリアを設定するにあたり、地域住民や有識者等で構成する会議体において、意見を聴取する必要があることから、「男鹿市環境審議会」における内容説明や使用資料の作成等を支援し、会議運営の補助を行うこと。
⑥ 打合せ【令和8年度、令和9年度】 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認すること。
⑦ 報告書の作成【令和8年度、令和9年度】

上記の内容を取りまとめ、業務報告書を作成するとともに、業務報告書の概要版を作成すること。

6 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとし、委託者へ提出することとする。
 - ① 報告書 2部
 - ② 報告書（概要版） 2部
 - ③ その他収集又は作成した関連資料 2部
 - ④ 上記（①～③）の電子データを格納した電磁的記録媒体 一式
- (2) 電子データの仕様等については以下のとおりとする。
 - ① Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。
 - ② 文書等のデータについては「PDF ファイル形式」のほか、Word、Excel、PowerPoint 等、加工のできる元データについても収録すること。
 - ③ 地図等のデータについては「PDF ファイル形式」のほか、GIS データを収録すること。
- (3) 受託者は成果品の引渡しにあつては期限を遵守し、かつ、委託者の検査を受けなければならない。
- (4) 検査において指示された場合は、受託者は直ちに訂正しなければならない。また、成果品引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において、所要の訂正又は修正を行わなければならない。

7 業務実施体制

- (1) 本業務の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 本業務スケジュールの管理を適切に行うこと。
- (3) 本業務の実施に際しては、委託者との十分な協議のもとに進めること。
- (4) 本仕様書に記載されていない内容については、委託者との協議のうえ定める。

8 その他

- (1) 本業務の成果品について、一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は完了検査をもってすべて委託者に移転する。
- (2) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決するに要する一切の費用を含む）において解決すること。

- (6) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (7) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び委託者から貸与を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。
- (8) 受託者は本業務の全てを第三者へ委託、または請け負わせることができない。本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、業務先等を記載した書類を本市に提出し、本市の承認を得なければならない。
- (9) 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保期間を契約満了後1年間とする。
- (10) 男鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年男鹿市条例第25号)を遵守し、委託者が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。